

いじめ問題の変遷に関する教育社会学による考察
～特別活動による提言～

橋本 勝

『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）
第22巻第1号（2023年9月）抜刷

【論文】

いじめ問題の変遷に関する教育社会学による考察 ～特別活動による提言～

橋本 勝

1. 問題設定

日本における全行的ないじめの統計調査は、昭和60年（1985年）より始められ、令和4（2022）年10月の『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について』に掲載された調査にいたるまで、およそ35年におよぶ。

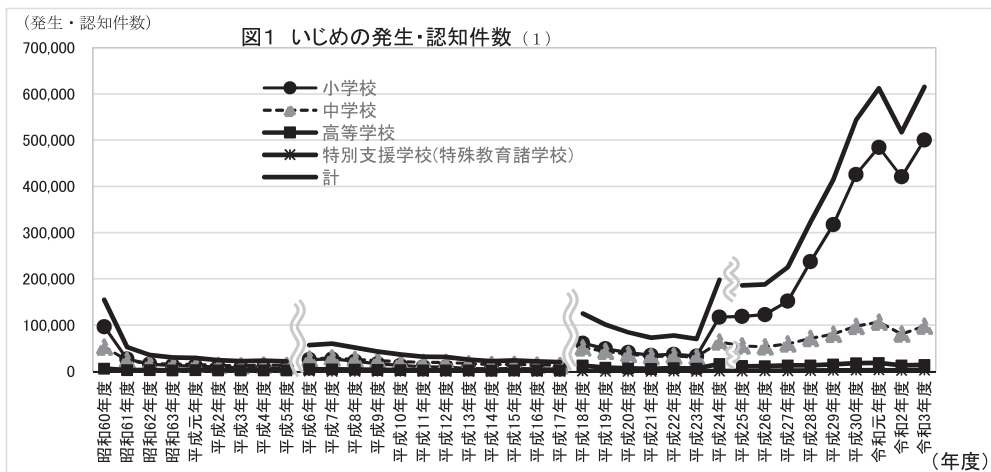
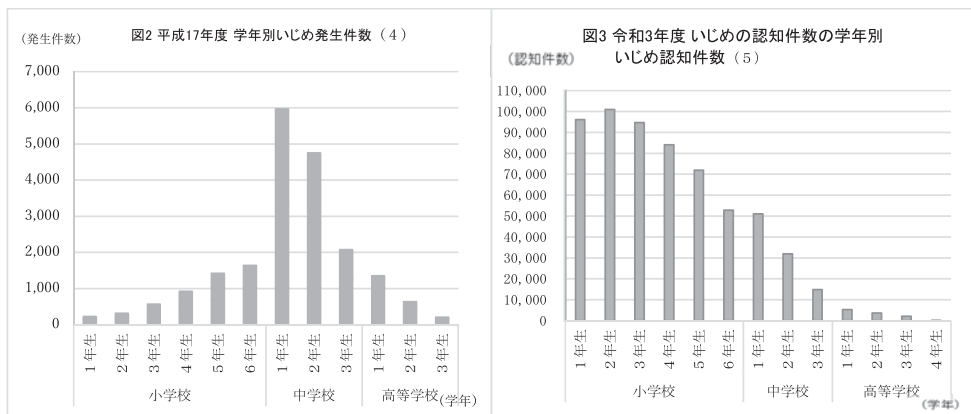


図1で示したような、この35年間のいじめに関する調査結果の変遷については、「学校教育におけるいじめに関する歴史的検討」において（『国際関係・比較文化研究』第20号第2巻2022年3月）において概観し（2）、これによって、次のようなことが確認できた。

昭和60（1985）年度の調査では「いじめ」に関する定義を明確にしなかったが、図1に見られるように、これを明確にした昭和61年度の調査ではいじめの「発生件数」

に減少がみられた。この後、いじめの定義が3回にわたり見直されるが(3)、最初に定義が見直された平成6(1994)年度の調査では、いじめの発生件数は微増した。さらに、いじめの定義が2回目に見直された平成18(2006)年度からは、「いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する」定義によって調査され、また、いじめの「発生件数」ではなく「認知件数」が調査されることとなり、平成17年度までの「発生件数」の期間に比べ、平成18年度からの「認知件数」は、図1に見られるように、とりわけ小学校において増大した。



平成17年度調査までの学年別のいじめの発生件数には、図2に見られるような特徴があった。それは、いじめの「発生件数」は、小学校の低学年では少なく、小学校の学年進行とともに微増し、中学校1年生の時点で突出して増加し、その多さは中学校2年生でやや減少するにとどまり、中学校3年になると落ち着きを見せ、高校になると大きく減少していくというパターンであった。これが、いじめの定義が大幅に変更された平成18年度以降のいじめの調査では、こうしたパターンは平成25年度あたりの調査結果からはみられなくなり、図3にみられるように、小学校1～6年生でも多数の「認知件数」を確認でき、とくに小学校の低学年で多く、かつての典型的なパターンであった突出して件数が多い中学校1・2年生では、落ち着いて見えるパターンへと大きく転換したことが分かった。

しかしながら、この研究においては、下記のような諸点に接近することができなかった。

小学校に関しては、平成18年度からの調査から直近の調査までの間、小学校におけるいじめの「認知件数」の増加が顕著であるが、このことが、たんに小学校のいじめの量的変化を示すのか、それとも質的な変化を示すのかを解釈できなかった。

中学校のいじめについては、平成18年に現行のいじめの定義に見直され、「認知件

数」が集計されるようになり、学年別のいじめの「認知件数」は、かつての「発生件数」を集計したように中学校1・2年次で最多となっていたのとは異なる傾向を示すようになったが、このことが、中学校のいじめの変質を意味するのかを解釈できなかった。具体的にいえば、中学校のいじめは、小学校や高校と比べ、苛烈なケースがみられたが、こうした傾向が変化し、そうした深刻なケースは、小学校段階に移行したのかを問うことができなかった。

高校のいじめについては、学校種ごとの統計では最も少なく、あくまでも、小学校や中学校に比べれば、あまり心配のないものであると捉えてよいのかを検討できなかった。

そこで、本研究では、こうした残された課題について検討を試みたいと考えている。また最後に、本研究で考察した課題に対する対応について検討をしたい。

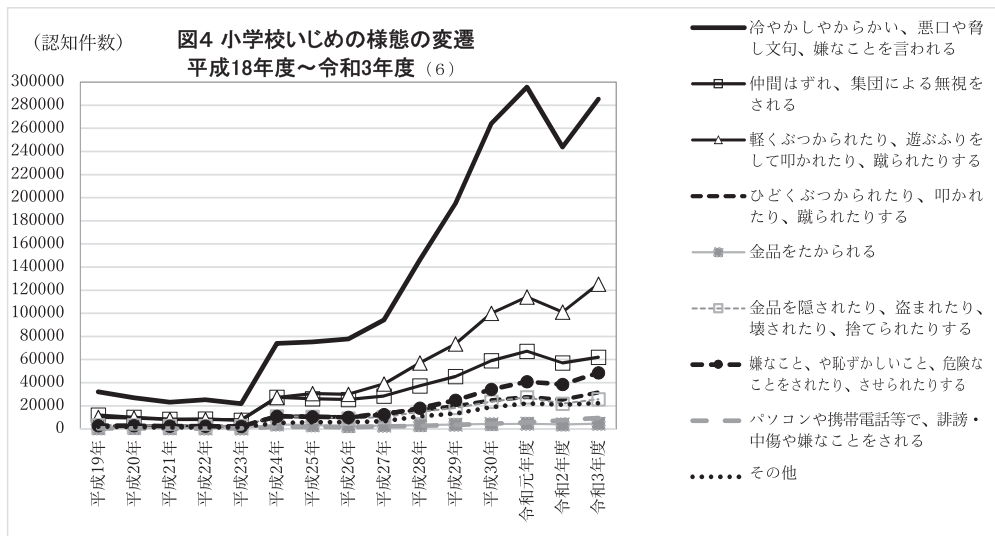
2. いじめの様態についての検討

平成18年度の調査から「いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する」定義で、いじめの「認知件数」が調査されるようになった。この調査では、平成17年度までの調査による「発生件数」を大幅に上回る「認知件数」が報告されている。本節では、こうした「件数」の増加が確認された平成18年度以降の、「いじめの様態」にどのような特徴がみられるのか、平成18年度からの、小学校、中学校、高校のいじめの様態について検討したい。

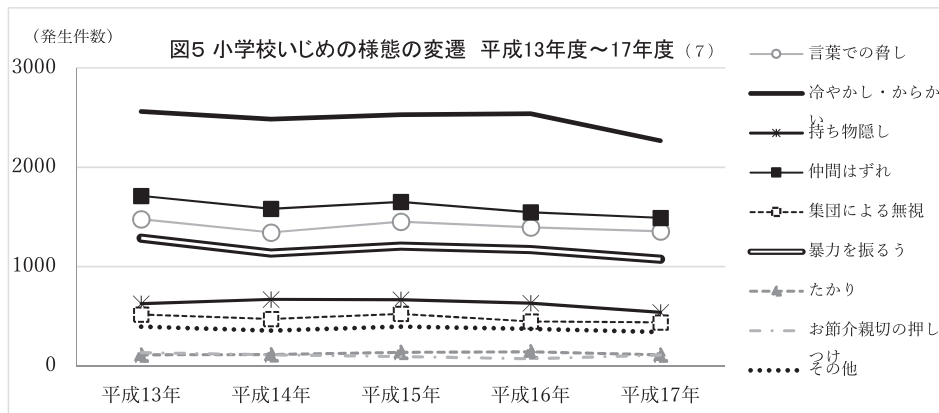
(1) 小学校のいじめの様態についての検討

小学校において、平成18年度の調査から令和3年度の調査にかけてのいじめの様態については、図4のように、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の増加が目立つ。次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、「仲間はずれ、集団による無視をされる」が増加している。

この期間の「小学校のいじめの様態」では、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が圧倒的に多くなっている。図1の「いじめの発生・認知件数」で、近年のいじめの「認知件数」の増加は、小学校において顕著であることを指摘したが、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の増加が反映されたものと考えられる。



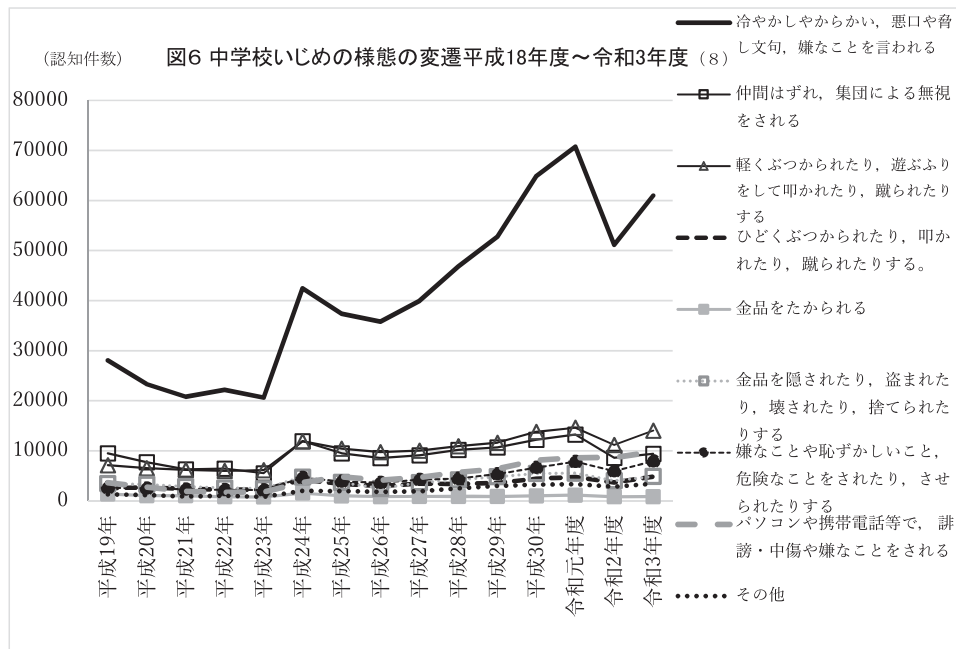
つぎに、現行の定義で調査される前の平成13年度から17年度までの調査によるいじめの様態について検討してみたい。調査項目が平成18年度から令和3年度までの調査とは異なるので、単純に比較ができないが、「冷やし・からかい」が最も多く、二番目が「仲間はずれ」、三番目が「言葉での脅し」となっている。



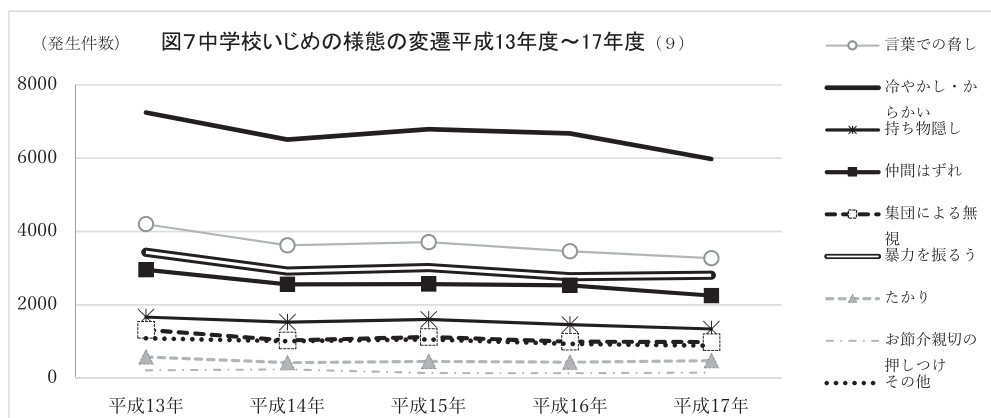
平成17年度までの調査で最も多かったのが「冷やし・からかい」であり、平成18年度以降、増加しもっとも多かったのが「冷やし・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」であることを考えると、小学校におけるいじめの様態は、平成17年度以前の調査でも、平成18年度移行の調査でも、件数の増加は目立ったが、その様態は軽微なものであった、と考えられる。

(2) 中学校のいじめの様態についての検討

中学校において、平成18年度の調査から令和3年度の調査にかけての調査では、小学校と同様に、「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の増加が目立つ。次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」の順であるのも、小学校と同じ傾向ではあるが、令和2・3年度の調査においては、中学校では、小学校で3番目に多かった「仲間はずれ、集団による無視をされる」よりも「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」が、僅差ではあるが多く認知されている。



つぎに中学校についても、平成13年度から17年度までの調査によるいじめの様態について検討してみたい。ここでも、小学校と同じように、調査項目が平成18年度から令和3年度までの調査とは異なるので、注意が必要であるが、「冷やかしか・からかい」が最も多いが、二番目が、小学校とは異なり「仲間はずれ」ではなく、小学校では三番目であった「言葉での脅し」が二番目に多くなっており、三番目が「暴力を振るう」となっている。そして、小学校では二番目に多かった「仲間はずれ」が、平成13年度から17年度までの間、「暴力を振るう」とほぼ同数の「発生件数」であった。



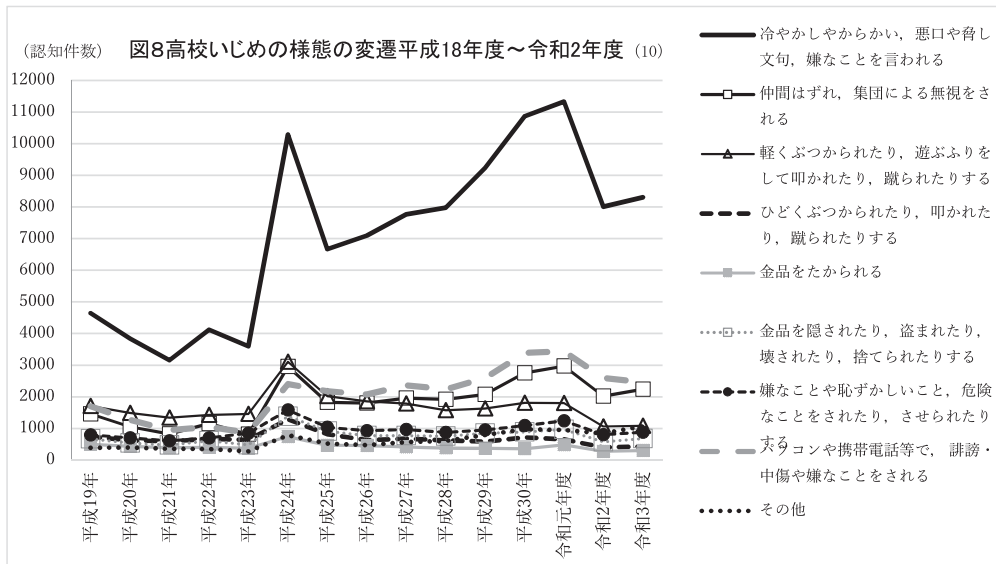
平成17年度以前の調査と平成18年度以降の調査とで比較してみると、小学校と同様に、平成17年度以前で「冷やかし・からかい」が最多で、平成18年度以降でも「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最多で、軽微ないじめが最も多いが、小学校とは異なり、平成18年度以降では「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」という、新しいいじめの様態が増えてきているという点に注意したい。

(3) 高校のいじめの様態についての検討

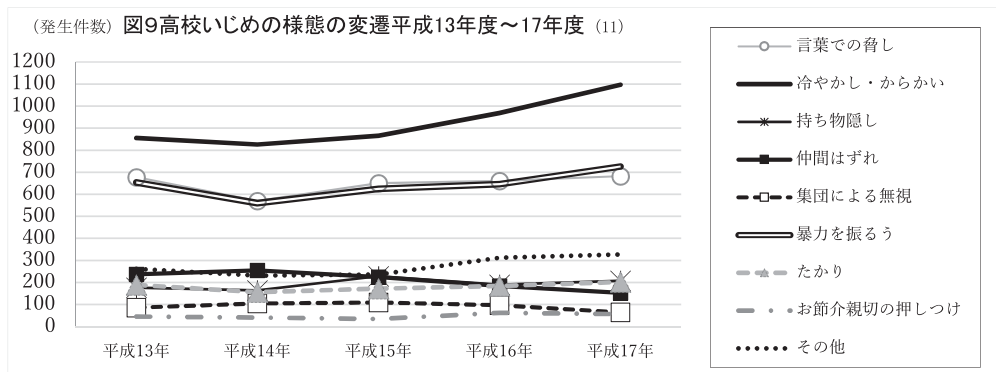
高校において、平成18年度の調査から令和3年度の調査にかけての調査では、小学校・中学校と同様に、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の増加が目立つ。

中学校においては、令和2・3年度の調査においては、小学校で3番目に多かった「仲間はずれ、集団による無視をされる」よりも「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」が、僅差ではあるが多く認知されている点を指摘したが、高校では、平成25年度調査から「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」が、二番目に多くなっていることがはっきりとわかる。ほぼ同じようなペースで「仲間はずれ、集団による無視をされる」が三番目に多くなっている。

いじめ問題の変遷に関する教育社会学による考察～特別活動による提言～



つぎに高校についても、平成13年度から17年度までの調査によるいじめの様態について検討してみたい。



ここでも、小学校・中学校と同じように、調査項目が平成18年度から令和3年度までの調査とは異なるので、注意が必要であるが、「冷やし・からかい」が最も多いのは小学校・中学校と同じであるが、二番目と三番目が、「暴力を振るう」と「言葉での脅し」で拮抗しており、平成17年度の調査では、「暴力を振るう」が二番目に多くなっており、三番目が「言葉での脅し」となっている。

第2節では、小学校、中学校、高校のいじめの様態について、いじめの定義が見直された平成17年以前の調査と平成18年以降の調査についてみてきた。

小学校、中学校、高校で共通して、平成17年度以前では、「冷やかし・からかい」が多く、平成18年度以降では、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が多く、軽微ないじめの様態がもっとも多い。

とくに、平成18年度以降のいじめの「認知件数」の、小学校における大幅な増加は、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の「認知件数」が反映されたものであり、こうした軽微ないじめの様態が多いという傾向は、平成17年度以前から変化がないように思われる。

小学校とは異なって、中学校と高校では、平成18年度以降のいじめの様態で、「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」といういじめの様態が目立ってきている点にも注目したい。

平成17年度以前の調査における中学校と高校でみられた二番目・三番目に多かった「言葉での脅し」や「暴力を振るう」という深刻さが懸念されるいじめの様態が、平成18年度以降の調査における「いじめの様態」では、どのように集計・評価されているのか判然としない。そこで次節では、いじめの深刻なケース、重大事態について検討を試みたい。

3. いじめの重大事態についての検討

文部科学省によるいじめの統計では図の1・2・3のように件数の増加に注目した量的な統計や、図の4から9のように「いじめの様態」についての統計、そして、ここで検討する下記のような「いじめの重大事態」の統計をとっている。

いじめの重大事態は1号・2号に分類されており、それらは、「いじめ防止対策推進法」第28条第1号が規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、また、同第2号が規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の事態を指す。

(1) 学校種ごとのいじめの重大事態についての検討

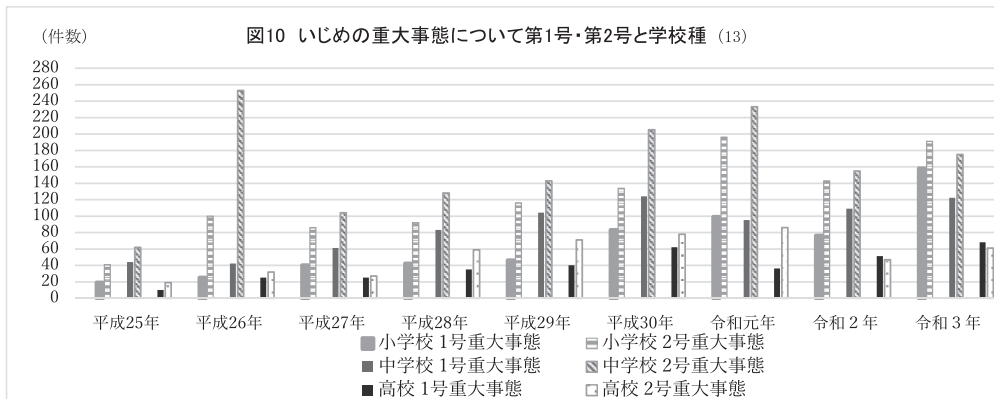
いじめの重大事態は、その深刻さによって、1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」と、2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」に分けられているが、それを学校種ごとに整理したのが図10である。

この「いじめの重大事態」の件数に注目してみると、平成25年から令和2年までの

いじめ問題の変遷に関する教育社会学による考察～特別活動による提言～

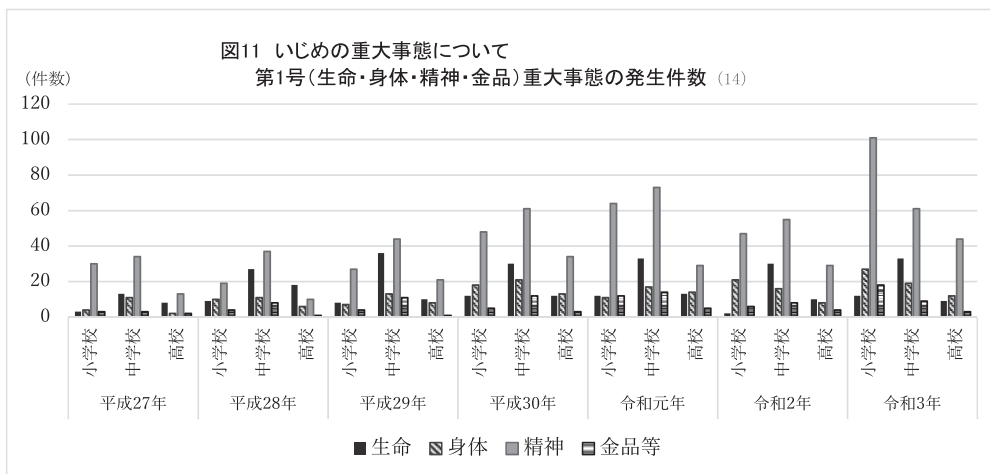
調査では、中学校、特にその「第2号事態」が多くなっていたが、令和3年度調査で小学校の「重大事態」の件数が最も多くなった。

森田・清永によると、いじめは中学校段階において深刻化すると指摘し、その特徴として、「いじめられっ子が特定の子どもに固定化する傾向」、「集団いじめの様相を帯びてくる傾向」、「いじめの長期化」の3点をあげている(12)。森田・清永の指摘は、この中学校のいじめの深刻さを裏付けるものであると考えられるだろう。



(2) いじめの第1号重大事態と学校種

前節で確認したようにいじめの重大事態という、いじめの深刻なケースは、中学校において多く認知されており、いじめは中学校において深刻化するという先行研究の見解を裏付けることとなったが、また、近年では、これを小学校が追いつけている。



文部科学省の統計では、いじめの1号重大事態を、「生命、身体・精神・金品」にわけて「認知件数」を集計している。これを、平成27年度調査から令和3年度調査まで整理したのが図11である。

第1号重大事態の平成27年度調査から令和3年度調査までの変遷を見てみると、中学校の「生命」と「精神」に対する重大な被害が多くなっており、これを、令和3年度に、「精神」に及ぼす被害を中心としている小学校の件数が追いついている。

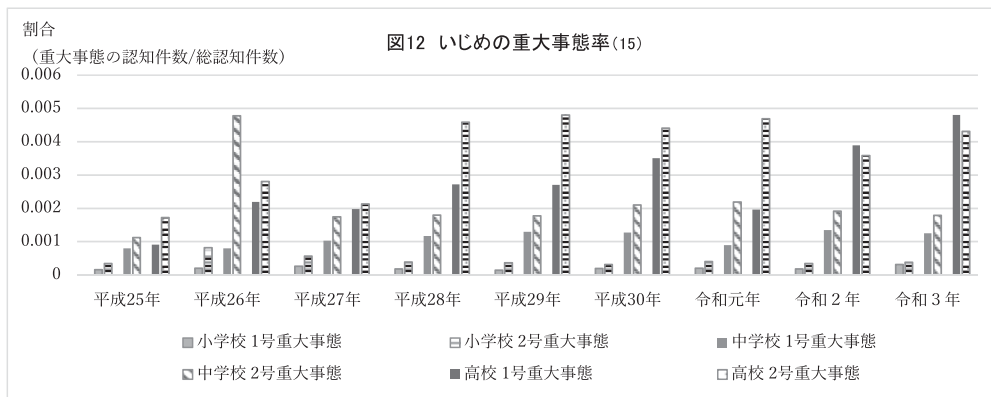
ここでも中学校のいじめは深刻であるという森田・清永らの先行研究は首肯できると思われるが、これは、森田・清永が中学校のいじめの特徴として指摘した深刻なケースが、小学校にも見られるようになったということなのだろうか。

ただ、中学校では図1で示したように、「認知件数」の総数は、平成20年代後半から令和期にかけての、小学校は中学校の4~5倍となっている。その総数の違いをふまえると、やはり、中学校における重大事態の「認知件数」は「多い」というべきだろうか。

(3) いじめの重大事態率

ここでは、小学校、中学校、高校のいじめの重大事態の「認知件数」を、それぞれの学校種の総認知件数で割り算し、「いじめの重大事態率」を算出した。これをグラフ化したのが図12である。

まず、高校は、図1で示したように、いじめの総「認知件数」が多くはなく、図10で見たように、重大事態の「認知件数」も多くはないが、平成26年度調査を除けば、「いじめの重大事態率」が3つの学校種の中で最も高くなっている。高校のいじめは、端的に言えば、数は少ないが、重大なケースが多いということになる。



また、中学校は、高校に次いで「いじめの重大事態率」が高くなっている。図10・11でみたように、いじめの重大事態の「認知件数」では常に多く、図12でみたように

「いじめの重大事態率」においても低くはないことに注目すべきではないだろうか。

小学校に関しては、図1でみたように、いじめの総「認知件数」が多く、図4・5でみた「いじめの様態」では、「冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」いじめが圧倒的に多く、図12の「いじめの重大事態率」では低かった。また、図3の令和3年度におけるいじめの学年別の「認知件数」では、小学校1・2年生の認知件数が多い。これは、小学校のいじめは、低学年の軽微なケースが多く、図10・11において、いじめの重大事態の「認知件数」が、令和3年度において、中学校を追い越す傾向が示されていたが、これは、必ずしも小学校のいじめの深刻化を意味するものではなく、単純に「認知件数」の総数が増えたことによるものと、捉えるべきであろうか。

4. 現行のいじめ調査の定義の特徴

(1) 「いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する」調査

平成18年度にいじめの定義が見直され、令和3年度におけるいじめの調査においても採用された定義は、①一定の人間関係のある者から、②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、③精神的な苦痛を感じているもの、なお、起こった場所は学校の内外を問わない、そして、いじめの「発生件数」を「認知件数」に改める、というものであった。

この定義の見直しでは、「本調査において、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。」と述べられ、さらには、「『いじめられた児童生徒の立場に立って』とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。」と解説されており、「いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する」ことが明示された(16)。

日本において、全国的ないじめの調査が始められた初期の昭和61年度から平成5年度の調査では、いじめの定義は、①自分よりも弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの、であって、学校としてその事実(関係児童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの、と述べられており、「なお、起こった場所は学校の内外を問わないものとする」と指示されていた。すなわち、いじめが在ったか、無かったかは、子ども当事者の判断ではなく、「学校としてその事実」の確認に基づいていた時代もあった。

酒井朗によると、いじめの調査において、こうした「学校としての事実」確認による調査に比べると、子どもたちのいじめられたという回答を集計した場合、「子どもは何か小さいいざこざでもいじめととらえがちである」といった側面が反映されがちであると指摘している(17)。

今日の「いじめられた児童生徒の立場に立って行う」調査がなされた平成18年度以

降の調査で、小学校の低学年におけるいじめの「認知件数」の増加は、いじめの定義と調査法に起因するところがあるだろう。

しかし、近年の小学校のいじめには、深刻なケースも報じられている。たとえば、「静岡市の小5いじめ クラスほぼ全員関与」という見出しで、下記のように報じられたケースがある。

静岡市●●小学校(葵区)の男児(11)が言葉によるいじめを受け、登校できない状態が続いていた問題で、男児の母親(34)が十一日、県庁で会見し、男児はクラスほとんどの児童からいじめを受けていたことを明らかにした。

市教委によると、男児は五年生だった昨年十、十一月ごろ、複数の同級生から名前に「菌」と付けて呼ばれるなどのいじめを受け、今年一～三月はほとんど登校できていなかった。

代理人と会見に臨んだ母親は、学校側からクラスの二十九人のうち二十七人がいじめに加わっていたと説明があったことを明かした。ズボンやパンツを脱がされることもあったという。(18)

また、「小学校が『いじめ傍観』 1年半放置、女兒が視力障害に」という見出しで次のように報じられたケースがある。

阪府吹田市の小学校に通う女兒が、2015年秋から17年春、同級生からいじめを受け、骨折したりストレスから目が見えにくくなったりしたと12日、市の調査委員会が発表した。女兒は校内アンケートにいじめられていると訴えたが、学校は約1年半にわたって放置。保護者が被害を訴えた後も、市教委は第三者による調査を検討しなかった。市教委は同日、責任を認め、謝罪した。

調査委によると、女兒は現在5年生。1年生の秋から3年生になる前の春にかけ、同級生の男児5人からボールを再三ぶつけられたり、階段の踊り場で押されたりした。一部の男児は女兒の家に押し入って2階まで追いかけたり、トイレに閉じ込めたりした。

女兒は16年3月に左足を骨折し、17年3月には目が見えにくくなり、PTSD(心的外傷後ストレス障害)と診断された。調査委はいずれも「いじめによるもの」と認定した。(19)

小学校に関しては、図1でみたように、いじめの総「認知件数」が多く、図4・5でみた「いじめの様態」では、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」いじめが圧倒的に多く、小学校におけるいじめの増加には、軽微なものも多く含まれているとも思われるが、上記のように、中学校で見られる深刻ないじめの傾向である、特定の子どもが、集団的に、長期にわたっていじめられるようなケースが小学校でも見られるようになってきている。

いじめの定義が見直され、例えば小学校においては、いじめの認知件数が多くなってしまい、深刻ないじめのケースがそこに埋もれて見えにくくなってしまおうというよ

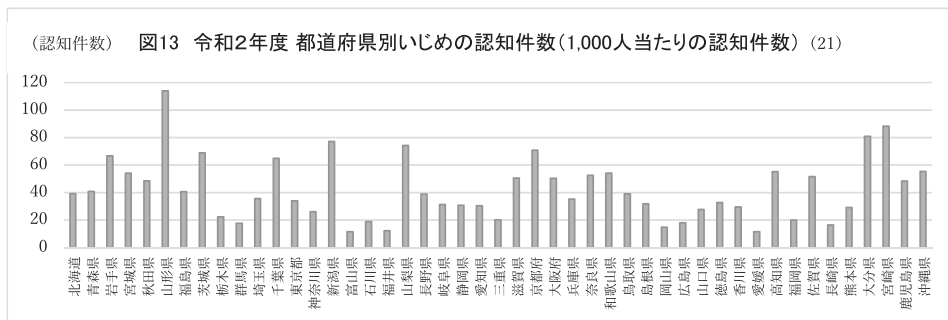
うな弊害が心配される。

(2) いじめの「発生件数」から「認知件数」の調査

これまでみてきたように平成18年度にいじめの定義が見直されたさいに、いじめの「発生件数」ではなく「認知件数」を調査することとされた。

「発生件数」と表現しなくなった理由について、「いじめという行為は、そもそも大人（第三者）の目には見えにくく、完全に発見することは不可能」であり、「教職員が認知できた件数は、あくまでも真の発生件数（それを特定することは不可能ですが）の一部にすぎない」と説明し、いじめの「いじめの認知件数」としたことについては、『認知件数』が少ない場合、教職員がいじめを見逃していたり、見過ごしていたりするのではないかと考えるべきであり、「積極的に認知し、積極的に解消を図っていくという姿勢が重要」と説明されている(20)。

いじめの「認知件数」を、どう考えるべきかについて、宮崎県の例を見てみたい。



2021年10月15日の朝日新聞デジタル版（宮崎全県）は、宮崎県内のいじめの統計について、「県内の昨年度いじめ1万820件 全国ワースト2」という見出しで、「宮崎県内の小中高校と特別支援学校が昨年度に把握したいじめの認知件数は1万820件で、前年度から3割近い4,351件減少した。児童・生徒1千人あたりのいじめ認知件数は前年度まで3年連続で全国最多だったが、昨年度は88.3件で全国で2番目に多かった。」と報じた(22)。

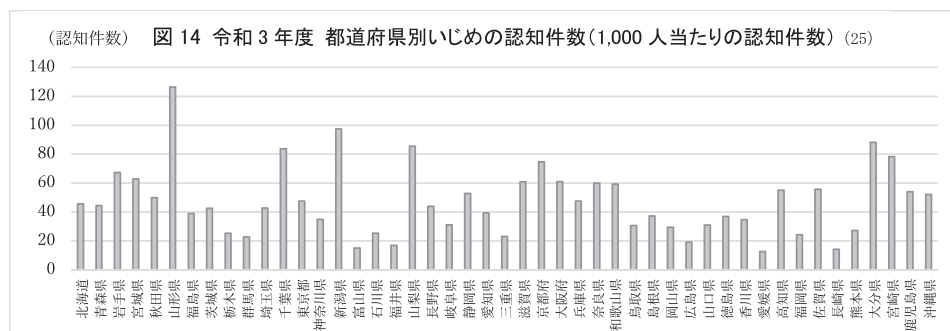
図13のように『令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』に掲載された令和2年度 都道府県別いじめの「1,000人当たりの認知件数」では、全国では、新潟県に次いで高い水準を示している。

この都道府県別のいじめ認知件数における宮崎県の認知件数の高さについて、同紙では、「県教委の担当者は『各学校でいじめの正確な認知をはかるガイドラインの理解が進み、いじめ防止の取り組みが広がった』としつつ、『いじめが多いことは依然と

して大きな課題。コロナとの関連は明確に判断できないが、検証していきたい』と話した。」と、宮崎県教育委員会の見解を紹介している(23)。

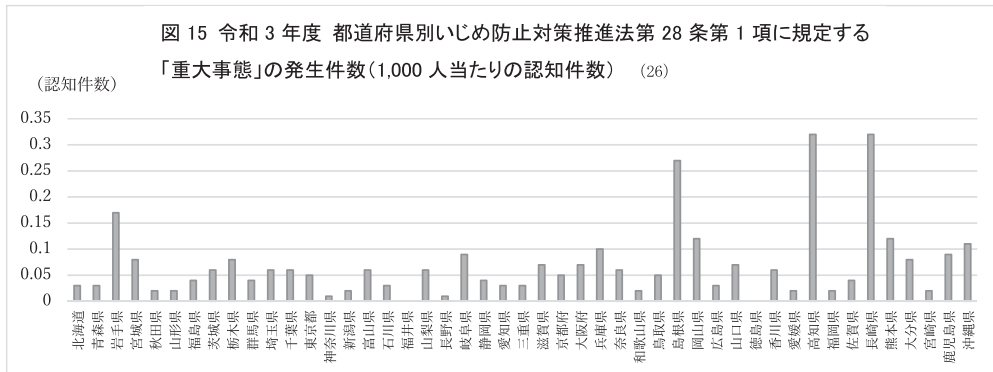
都道府県のいじめ認知件数における宮崎県の認知件数の高さは、この前年にも、『いじめ』3年連続で全国最多、理由は『見逃さないよう努めた』という見出しで報じられており、宮崎県教育委員会の考え方として、同紙は、「県教育委員会は『いじめの初期段階から積極的に認知に努めた結果』としている。」という見解や、「県教委は『いじめを初期段階で認知することが事態の複雑化の防止につながる。今後も積極的な認知を推進していく』としている。」という見解を報じている(24)。

「県内の昨年度いじめ1万820件 全国ワースト2」という新聞見出しが、宮崎県教育委員会の「積極的に認知し、積極的に解消を図っていくという姿勢」であることなのかは、検証されるべきである。そこで、図14の2022年10月27日「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」を確認してみると、宮崎県は「認知件数」は減少し、都道府県別では全国で6位になりその順位を下げている。



さらに注目すべきは、令和3年度 都道府県別いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の「1,000人当たりの認知件数」である。都道府県別で、少ないほうから5番目となっている。これらは宮崎県の、いじめを見伸ばさず積極的に対応していこうとする方針の表れと評価できるであろう。

いじめ問題の変遷に関する教育社会学による考察～特別活動による提言～



5. まとめにかえて：いじめ問題を整理する視点と対応

上述のように、「積極的に認知し、積極的に解消を図っていくという姿勢」に基づく、小学校に限ったことではないが、いじめの「認知件数」は、増えていくことが予想される。

図1で見られたような小学校での「認知件数」の大幅な増加は、いじめの深刻化というよりは、図4・5の「いじめの様態」で確認したように、また図12の「いじめの重大事態率」でも確認したように、軽微な「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」ケースが多く「認知」されたものと考えられる。しかし、そうした中で、かなり深刻なケースも報じられていることに注意しなければならない。

中学校については、図2・3のように、小学校・中学校・高校全体の学年別いじめの「発生件数」は中学校1・2年生でピークに達するというのは過去の傾向で、現在は、それが小学校に移行している、と一見とらえられがちであるが、図10・11・12の「いじめの重大事態」についてみると、中学校のいじめの深刻さは変わらないといえる。

高校については、図の1・2・3をみると、一見いじめは高校の生徒指導上の問題ではないような印象を受けるが、図12で確認したように、高校のいじめは、「認知件数」こそ少ないが、「重大事態率」は高い、すなわち、「認知件数」の数は少ないが深刻だ、という捉え方が肝要である。

さて、いじめの「認知件数」が増え続けるなかで、小学校、中学校、高校で、それぞれのいじめの心配されるケースを整理し、対応していかなければならない状況にあるものと思われる。そこで、数点の提言をして本報告を閉じたいと考えている。提言にあたっては、机上の空論とならないよう、教育課程上の位置づくよう、特別活動を活用したプランとしたい。

(1) いじめの様態と深刻度のレベル分け (27)

林尚示は、いじめの程度の深刻さに焦点を当て、これを「いじめの深刻度区分」として、文部科学省調査によるいじめの様態の区分を活用し、深刻さの度合いを構造化したものを提示している。

第1段階を「容認はできないものの児童生徒の学校生活で一般的にみられる段階」として、文部科学省の様態区分である「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」、「仲間はずれ、集団による無視をされる」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」の3つが当てはまるとして、それぞれに「暴言型」、「仲間はずし型」、「軽度暴行型」のいう名称を当てている。

第2段階は、「第1段階の深刻度の状況を、教師が解決できない中でエスカレートしていき、被害児童生徒の苦痛の度合いが高まっていく段階」として、文部科学省による様態区分の「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」、「金品をたかられる」、「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」の4つが当てはまるとして、それぞれに「重度暴行型」、「恐喝型」、「盗難型」、「強要型」という名称を当てている。

第3段階は「もはや学校内でのいじめの域を超え、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service SNS) というインターネット上で構築する社会的ネットワークを介して広範囲に拡散していく段階」として、文科省による様態区分の「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」を当てはめ、「SNS型」と呼んでいる。林によると、いじめの深刻さの程度について、「第2段階までであれば、関係者間で『いじめ問題』を解決することができるが、第3段階に至ると、長期かつ広範囲にわたって被害児童生徒についての『いじめ問題』の記録が拡散していくため、被害児童生徒の生活に大きな影響を及ぼす。」と説明している。

林は、このいじめの「深刻度の段階」は、いじめの「順次性」を示すものではなく、「必ずしも第1段階の次に第2段階が来るということではない。」と述べている。第1段階の後、第3段階に移行することもある。

林は、「いじめ行動の深刻度・段階」が、「いじめ結果の重大性」に必ずしもつながるものではなく、「深刻度が第1段階でも重大な結果につながることもあり、深刻度が第3段階でも危機的な状況を回避できていることがある。」と、いじめの「深刻度・段階」と「いじめの結果の重大性」とを分けて考えるべきことを述べている。

(2) いじめへの対応規模と期間による分類 (28)

住田正樹 (1995) は、いじめ問題への対応策を、問題をとらえる視点の規模、対応の即時性や継続性に焦点を当て、次のように整理している。まず、住田は、教育一般の問題についての対応を、学歴偏重の風潮と内申書制度に関わるような、今日の学歴

偏重の風潮や、学校制度全体に対する対応である「マクロレベルの対応策」と、学校内での個々の生徒あるいは生徒集団を対象とする対応策である「ミクロレベルの対応策」との2つに整理している。そしてこの「ミクロレベルの対応策」を、いじめの問題と関連付けて、「即時的対応策」と「継続的対応策」との2つに分けることができると述べ、「即時的対応策」は、現に発生している「いじめ」を即刻に解決しなければならないための対応策であり、「継続的対応策」については、子どもに対して継続的に他者への共感性を涵養していく対応策である、と整理している。そして住田は、「継続的対応策」について、特に、「これが特別活動の役割で、集団活動のなかでの他者との相互作用や、子どもたち同士の公平・対等な立場でのやりとりを通して、またそうしたやりとりを指導することによって子どもたちに他者への共感性を涵養させていくのであり、この他者への共感性の継続的な涵養こそが特別活動の本来の目的ある。」と、いじめ問題への対応策として、特別活動において児童・生徒の継続的な「相互作用」を通して「他者への共感性」を涵養していくことの重要性を指摘している。

(3) いじめの対応方法の分類 (29)

添田晴雄は、児童や生徒に働きかける手法に焦点を当てて、いじめ問題に対するアプローチを3つに整理している。

添田は、1つめは、「カウンセリングによるアプローチ」で、これについて「カウンセリングは、いじめを受けている児童生徒を守るために行われているが、いじめている加害者の児童生徒の心も荒んでいるとの認識から、そのような児童生徒に対してもカウンセリングを行うと考える。いずれも、どちらかという児童生徒を個別にケアする傾向が強い。」と説明している。2つめは、「警察等の地域の関係機関との連携協力によるアプローチ」で、これについて「社会で許されない行為は子どもでも許されないとの強い認識に立って子どもに臨むべきと考える。いじめは犯罪であり、被害者を『いじめ地獄』から一刻も早く救い出すことが急務であり、いじめの加害者を即刻、出席停止などの処分にし、警察に通報すべきであると主張する。」と説明している。3つ目は「集団に教育的に働きかけることによるアプローチ」で、上記の2つのアプローチを「いじめが緊急を要する状態に陥った場合に非常に有効である。」とし、これに対して「集団に教育的に働きかけることによるアプローチ」を、「いじめが起らないようにする、あるいは、いじめが発生してもそれが深刻化しないようにするためには、児童生徒の集団に働きかける教育活動として、このアプローチが必要である。」と、上記の2つのアプローチとの違いを指摘し、「集団への働きかけにおいて、特別活動は大きな役割を果たす。」と、添田は、特別活動を「集団に教育的に働きかけることによるアプローチ」の中心に位置づけている。

(4) まとめにかえて

これから積極的にいじめ問題に小学校、中学校、高校で取り組んでいく際に、結果的に「認知件数」は増加していくであろう。そうした場合、いじめ問題を、様態や深刻度の点で整理し、それに対応していく教育実践上の枠組みが求められると思う。その枠組みとして、特別活動における、学級活動やホームルーム活動、また全校規模での児童会活動や生徒会活動、また、学級・ホームルーム担任による、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の趣旨を踏まえた指導などは、有益であるように思われる。

特別活動が、いじめの解決のための活動に特化してしまうことは避けなければならないが、住田が指摘したような、特別活動において、児童や生徒たちの相互作用を通して「他者への共感性」を涵養する取り組みや、添田が指摘したような、特別活動を中心とした「教育的に集団に働きかけること」により、「いじめが起こらないようにする、あるいはいじめが発生しても深刻化しないようにする」取り組みは、今後、学校側が、いじめ問題に積極的に関わることにより、いじめの「認知件数」が増加し続けることが予想される状況においては、とりわけ重要となってくるのではないだろうか。

● 註及び引用文献

- (1) 文部科学『令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』をもとに橋本が作成した。なお、平成17年度までの調査が「発生件数」、平成18年度からの調査が「認知件数」となっているので、「発生・認知件数」と表記した。
- (2) 前掲『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』をもとに橋本が作成した。
- (3) 「昭和60年度は、昭和60年4月1日から10月31日までのあたりである。また、昭和60年度は、『いじめ』の定義を明確にせず、初めて調査を行ったものである。(昭和61年度以降は、『いじめ』の定義を明示し調査を行った。)」文部時報第1437号平成8年8月臨時増刊号 p.118

いじめの定義は下記のように見直されている。

・昭和61年度～平成5年度

①自分よりも弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの、であって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。

なお、起こった場所は学校の内外を問わないものとする。

・平成6年度～平成17年度

いじめ問題の変遷に関する教育社会学による考察～特別活動による提言～

①自分よりも弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。

なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする。

・平成18年度～

①一定の人間関係のある者から、②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、③精神的な苦痛を感じているもの。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめの「発生件数」を「認知件数」に改める。

(国立教育政策研究所 生徒指導研究センター『生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導—データに見る生徒指導の課題と展望』2009年3月

(<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/1syu-kaitei/1syu-kaitei.htm> 2021年1月5日閲覧)。

- (4) 『平成17年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について』をもとに作成した。
- (5) 前掲『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について』をもとに橋本が作成した。
- (6) 文部科学省『平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』から、文部科学省『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』に至るまでのデータにより橋本が作成した。
- (7) 文部科学省『平成14年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』から文部科学省『平成17年度における児童生徒の問題行動等の状況について』により橋本が作成した。
- (8) 文部科学省『平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』から、文部科学省『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』に至るまでのデータにより橋本が作成した。
- (9) 文部科学省『平成14年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』から文部科学省『平成17年度における児童生徒の問題行動等の状況について』によりはしもとが作成した。
- (10) 文部科学省『平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』から、文部科学省『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』に至るまでのデータにより橋本が作成した。
- (11) 文部科学省『平成14年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』から文部科学省『平成17年度における児童生徒の問題行動等の状況について』によりはしもとが作成した。
- (12) 森田洋司・清永賢二『いじめ 教室の病い』金子書房 1998年 pp.65-68。
- (13) 文部科学省『平成25年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題

に関する調査結果』から文部科学省『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』に至るデータをもとに橋本が作成した。

- (14) 文部科学省『平成27年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』から文部科学省『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』に至るデータをもとに橋本が作成した。
- (15) 文部科学省『平成25年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』から文部科学省『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』に至るデータをもとに橋本が作成した。
- (16) 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター『生徒指導リーフ11』2013年。
- (17) 酒井朗「いじめ問題をどうとらえるか？」 荻谷剛彦・浜名陽子・木村涼子・酒井朗編『教育の社会学』有斐閣2002年。
- (18) 中日新聞Web
<http://www.chunichi.co.jp/article/shizuoka/tokai-news/CK2018041202000100.html>
- (19) 朝日新聞デジタル
https://www.asahi.com/articles/ASM6D3QJWM6DPPTB004.html?iref=comtop_8_03
2023年8月8日閲覧
- (20) 前掲『生徒指導リーフ11』。
- (21) 文部科学省『令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』のデータにより橋本が作成した。
- (22) 朝日新聞デジタル
2023年8月8日閲覧
<https://www.asahi.com/articles/ASPBG71MVPBCTNAB00S.html>。
- (23) 前掲朝日新聞デジタル。
- (24) 読売新聞オンライン
2023年8月8日閲覧
<https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/news/20201023-OYT1T50128/>。
- (25) 文部科学省『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』のデータにより橋本が作成した。
- (26) 文部科学省『令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』のデータにより橋本が作成した。
- (27) 林尚示「特別活動と生徒指導を活用した「いじめ問題」の予防方法」『東京学芸大学紀要総合教育科学系I』2014年)

いじめ問題の変遷に関する教育社会学による考察～特別活動による提言～

- (28) (住田正樹「いじめ」の構図と特別活動の役割《特集:「いじめ」への対応―特別活動の役割―》日本特別活動学会紀要第4号 1995年。
- (29) 添田晴雄「いじめ問題と向き合う特別活動の責務と方略」日本特別活動学会紀要第15号 2007年。